

家庭用防犯カメラの適正な運用に関する誓約書

池田町家庭用防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けて設置する家庭用防犯カメラの運用に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 家庭用防犯カメラの撮影の対象となる公共の場所から容易に認識できる場所に、町長が指定する方法により、家庭用防犯カメラを設置していることを表示します。
2. 画像が外部に流出することのないよう、その取扱いには細心の注意を払い、画像の不必要な複製や加工は行いません。
3. 画像及び画像から知り得た情報は、犯罪抑止の目的以外ではこれを使用せず、特定の個人、住宅等を撮影し、プライバシーを侵害することのないようにします。
また、次の各号に該当する場合を除き、第三者への開示又は提供は行いません。
(1) 裁判官が発する令状又は法令に基づく文書による照会があった場合
(2) 個人の生命、身体又は財産を保護するために緊急の必要性がある場合
4. 設置する家庭用防犯カメラは、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
5. 家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して苦情又は問合せを受けた場合は、自己の責任において誠実かつ迅速に対応します。
6. 上記のほか、町が定める「池田町家庭用防犯カメラの運用等に関するガイドライン」に従い、適切な運用に努めます。

年 月 日

池田町長 宛て

氏名（自署）